

「2025 年度自治体キャラバン行動」要望について(回答)

1. 職員問題

①大阪府内自治体の職員の非正規率は異常であり(全国平均 20%)、緊急時・災害時に住民救済にこたえられないのは明白である。職員数を増やし、正規職員での採用を行うこと。

【回答】

職員数については、各部署における事業の見直しなどの増減要素を踏まえ適切な配置を行っているところであり、緊急時においても、市民の安心・安全が図れる体制を保ってまいります。

また、職員採用については、市民サービスの維持・向上に向け、効果的・効率的な行政運営ができるよう体制整備に努めてまいります。

担当課:人事課 連絡先:072-841-1281

②大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

【回答】

管理職登用には、結婚や出産、育児などのライフイベントのタイミングや、職員個々の意識の影響があるものと考えられますが、本市では、女性職員の管理職割合 30%の目標達成に向け、キャリアプランニング研修や、女性管理職のロールモデルの提示、活躍事例の紹介など、多くの職員の昇任意欲に繋げる取り組みを実施しているところです。

担当課:人事課 連絡先:072-841-1281

③大阪には多くの外国人が住んでいるにもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。現時点で外国語対応ができる職員数を明らかにすること。

【回答】

(広聴相談課)

市民相談コーナーにおいて直営で実施している生活相談の機能を拡充し、どこに相談に行ったらいいか分からない等の外国人市民を一元的に対応する外国人相談窓口の設置について検討を進めているところです。

(人事課)

現在、生活保護を所管する部署においては中国語対応ができる専門職員(1名)を配置しています。

引き続き、翻訳機などのIT機器を活用しつつ、上記外国人相談窓口の進捗状況も踏まえ、職場の状況を把握しながら、連携して市民サービスの維持・向上に向けて取り組んでまいります。

担当課:広聴相談課 連絡先:072-841-1559
人事課 連絡先:072-841-1281

2. こども・ひとり親等貧困対策及び子育て支援について

①2023 年度大阪府子どもの生活実態調査報告で 2016 年度調査に比べ中央値が上がっているにもかかわらず「困窮 I 世帯」の子どもたちの状況が悪くなっている事態となっている。公立大学により「総合考察」もふまえ以下について要望する。

イ、就学援助受給率の低さが課題となっており申請そのものを簡素化し、オンライン申請を取り入れること。

【回答】

就学援助費のオンライン申請につきましては、令和7年度の就学援助申請分より、オンライン申請も可能となっています。

担当課:学校支援課 連絡先:050-7105-8044

ロ、中学生の子ども世帯の困窮が深刻となっており中学入学準備のためとの分析がされている。入学準備金については国基準に上乗せして支給額を増やし、支給日も2月初旬とすること。

【回答】

就学援助費につきましては、国の要保護児童生徒援助費補助金の予算単価に準じて設定しており、新入学学用品費及び入学準備金などの支給額を毎年、国が示す予算単価まで増額しております。

なお、入学準備金につきましては、教育委員会事務局において、就学援助受給者の転出や小中学校在籍状況の確認などの精査を行った上で、3月中頃に支給しております。

担当課:学校支援課 連絡先:050-7105-8044

ハ、朝ごはんを食べていない子どもたちの実態が指摘されている。学校を使って地域の子ども食堂や NPO 組織、ボランティア団体などと協力し学校での朝ごはん会が実施できるよう制度化すること。

【回答】

朝食支援の活動に対しては、市内の一部の子ども食堂において既に実施されており、本市補助金を交付するとともに、子ども食堂に対する食材寄附の窓口となる等の支援を行っているところです。

今後も地域のニーズに沿った支援を行えるよう柔軟に対応してまいります。

担当課:子ども青少年政策課 連絡先:072-841-1375

ニ、大阪府「子ども食費支援事業」ととどまらず、自治体独自の低所得世帯への食糧支援を実施すること。

【回答】

食べる物に困っているなどの相談に対して、当面の食料の一助として食料等の提供を実施しています。また社会福祉協議会の実施する食料支援とも連携し、食べる物に困っている方に食料が届くよう支援を実施しています。

担当課:健康福祉総合相談課 連絡先:072-841-1401
循環型社会推進課 連絡先:072-807-6211

ホ、ボランティア団体などが実施しているフードバンク・フードパントリーに学校の空き教室や講堂・体育館等を無償提供して協力すること。またチラシなどの困窮者支援や母子支援窓口で配架協力を行うこと。

【回答】

教育施設等を活用した食の支援については、市内の小学校や地域コミュニティ等と連携・協力して子ども食堂を実施している団体に対して、本市補助金を交付するとともに食材の寄附や子ども食堂向けの各種支援情報を共有するなどの支援を行っています。

担当課:子ども青少年政策課 連絡先:072-841-1375

へ、児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。手続きを簡素化し受給へのハードルを低くすること。DVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度(生活保護のしおりや奨学金情報等)の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。

【回答】

児童扶養手当の申請時等においては、適正な支給に向け、必要最小限の書類審査や状況確認を行っています。

DVに関連する離婚の場合においても、戸籍謄本など必要書類が整っていれば離婚状況など詳細な聞き取りを行うことなく申請書を受理しています。

申請時にひとり親の手引きを配布し他の制度についても紹介しています。外国語は翻訳タブレット等を使用し対応しています。

担当課:医療助成・児童手当課 連絡先:072-841-1359

②こども家庭庁調査によると2024年度の子ども医療費助成の窓口負担ゼロ市町村は73%で、2025年度はさらに増える見込みであり、大阪府内市町村は後進自治体といっても過言ではない。については子ども医療費及びひとり親医療費助成制度の窓口負担を早急に無料とすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。

【回答】

子どもの健やかな成長のためには、病気の早期発見・早期治療を支える環境が非常に大切であると認識しており、18歳年度末までの子どもに対する入院時食事療養費については、助成の対象としており、本人負担はありません。

また、本市独自の制度として、子ども及びひとり親家庭医療の受給者が複数人いる世帯において、月最大2,500円とする世帯単位での自己負担上限額を設けることで、多子世帯の本人負担の軽減を図っています。子ども及びひとり親家庭医療の無料化、妊産婦医療費助成については、現在のところ実施は困難であると考えます。

担当課:医療助成・児童手当課 連絡先:072-841-1359

③小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を恒久的に無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

【回答】

(おいしい給食課)

すべての市立小中学校で完全給食を提供していますが、自校式ではない小学校及び中学校については敷地等のゆとりがない状況で共同調理場(親子調理場含む)を活用しています。

給食費については、小学校は令和6年2学期から児童分の給食費をすべて公費でまかない、中学校については、平等性を鑑み、まずは全員給食に向けた整備を進めているところです。

また、生活保護世帯、就学援助対象世帯については、各制度により給食費を支給しています。

なお、給食費に係る保護者の負担軽減は、子育て支援や格差対策等の観点から、全国一律で実施し、地域差が生じないようにする必要があるため、今後も国に対しては、小中学校の給食費の無償化に係る財源措置等の支援を要望してまいります。

(保育幼稚園入園課)

従来、保育所等の保育料に含まれていた副食費については、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、無償化の対象外とされ、実費相当額を徴収することになりました。このうち、年収360万円未満相当の世帯や、国基準の第3子以降の子どもについては、実費徴収することによりかえって負担が大きくなることから、国において、副食費の徴収を免除することとし、枚方市においても同様の取扱いとしたところです。これに加え、枚方市においては、年齢制限及び所得制限を撤廃した本市独自の第2子以降の対象児童についても、副食費の徴収を免除しております。

また、副食費に関する同様の負担軽減措置として、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、新制度に移行していない幼稚園(私学助成園)向けに「枚方市副食費に係る補足給付事業補助金交付要綱」を制定し、枚方市においては、年齢制限及び所得制限を撤廃した本市独自の第2子以降の対象児童についても、副食費の補助を実施しております。

担当課:おいしい給食課 連絡先:050-7105-8029

保育幼稚園入園課 連絡先:072-841-1472

④学校歯科検診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第三者による付き添い受診を制度化すること。

【回答】

(健康づくり課)

令和6年3月に「第2次枚方市歯科口腔保健計画」を策定し、経時的な視点でアプローチをするライフコースに沿った歯科口腔保健の推進を図っており、学齢期に応じた歯科疾患予防の啓発に努めております。

(学校支援課)

学校歯科健康診断実施後の結果の通知、受診状況の把握などは、各学校で行っております。

「要受診」は、小学校で5,946人、中学校で1,972人、「要受診」のうち「未受診」は、小学校で2,899人、中学校で1,168人となっています。

歯科健診でむし歯が10歯以上ある児童・生徒数は、令和5年度は小学校が81人、中学校が34人でしたが、令和6年度は、小学校が41人、中学校が6人となっています。

検診結果につきましては、各学校より疾病の疑いがある児童・生徒の保護者に文書にてお知らせし、医療機関での受診後、受診報告書を各学校へ提出いただくようお願いしております。

受診状況につきましては、保護者より提出のあった受診報告書を確認し、報告書未提出のご家庭には、個別に電話連絡や、お知らせ文書の再送付、個人懇談や家庭訪問などの機会を捉えて、保護者に確認を行った上で、システムまたは紙ベースで管理し、学校保健関係教職員を中心に、学校園歯科医と

も連携しながら、丁寧に対応しています。

また、齲歯が10歯以上ある児童・生徒について、在籍校に受診状況を確認しており、「受診を確認できないご家庭には、継続的に事後指導を行っている」との報告を受けております。

なお、学校支援課においては、大阪府学校歯科医会と連携して、定期健康診断の結果から各校の小学校第6学年及び中学校第1学年の一人平均むし歯経験歯数及び口腔状態の調査を、実施しております。

また、枚方市歯科口腔計画に基づき、健康福祉部とも情報を共有しており、引き続き、学校及び関係機関・部署と連携し、状況把握に努めてまいります。

担当課:健康づくり課 連絡先:072-841-1458

学校支援課 連絡先:050-7105-8046

⑤児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

【回答】

学校における給食後の歯みがきにつきましては、教育委員会では、手洗い場の状況等も踏まえ、短時間の休憩時間帯での一斉の歯みがきについては、指示は行っておりませんが、放送でうがいや歯みがきを促している学校もあるなど、児童・生徒が主体的に取り組んでいます。

また、フッ化物洗口においては、保護者や児童・生徒個人の健康管理の選択肢の一つとして考えており、集団のフッ化物洗口は行っておりません。

教育委員会といたしましては、今後も健康福祉部や枚方市歯科医師会とも連携し、児童・生徒が歯と口腔の健康を維持・向上できるよう、食後の歯みがきの大切さ等について、国・府が作成するリーフレットの活用なども含め、情報発信や普及啓発に取り組んでまいります。

担当課:学校支援課 連絡先:050-7105-8046

⑥障がい児(者)が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児(者)歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。

【回答】

本市では、一般の歯科医院では治療が困難な障害児(者)を対象に、枚方市医師会館内にございます「枚方休日歯科急病診療所」にて、毎週木曜日は午後1時から午後5時、令和6年度から月3回に拡充した土曜日は午後2時から午後6時に、障害児(者)歯科診療を完全予約制にて実施しており、診察日については歯科医師会のホームページにてお知らせをしています。

担当課:障害企画課 連絡先:072-841-1152

⑦最新の給付型奨学金を網羅したパンフレットを作成すること。その際には大阪市の奨学金パンフレットを参考とし、こどもたちの教育費によって貧困に陥らないよう最善の配慮を行うこと。さらには自治体独自の給付型奨学金制度を創設・拡充すること。

【回答】

(支援教育課)

進学意欲を有しながら、経済的な理由により修学が困難な生徒やその保護者等に対して、積極的に自己の進路及び将来に対する展望を持つことができるよう助言・指導を行う目的で、進路選択支援事業を実施しています。

枚方市立中学校在籍生徒の保護者に向けて6月に奨学金説明会を教育文化センターにて実施し、ホームページより説明動画等を通して、高等学校等無償化、大阪府育英会の奨学金の説明、枚方市奨学生募集についての情報提供を行っております。

(学校支援課)

本市では、経済的理由のため高等学校等への修学が困難な生徒に対し、教育の機会均等を図ることを目的とし教育活動に必要な学用品費等に充ててもらうことを想定した、給付型の奨学生制度を設けています。

今後も引き続き、本事業に取り組み、教育の機会均等に資するよう、努めます。

担当課: 支援教育課 連絡先: 050-7105-8048
学校支援課 連絡先: 050-7105-8044

⑧公営住宅(府営住宅以外)の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

【回答】

市営住宅は、津田元町住宅 8 戸、津田北町住宅 20 戸の全 28 戸あり、最新の空家数は2戸となっておりますが、順次入居募集を行っており、住宅に困窮する方々に入居していただけるよう、申込資格を高齢者世帯、ひとり親世帯、障害者世帯等に限定しております。

担当課: 財産活用課 連絡先: 072-841-1347

⑨保育士および学童保育指導員等確保のために全国で広がっている家賃補助制度や奨学金返済支援制度等独自制度を実施すること。

【回答】

(放課後子ども課)

令和5年度から、総合型放課後事業(留守家庭児童会室と放課後オープンスクエア)の職員の給与の改定や、勤勉手当の支給を実施しました。

引き続き、安定した事業実施が図られるよう、制度の活用等について、検討してまいります。

(私立保育幼稚園課)

保育士の就業継続および離職防止を目的として、保育所等に勤務する常勤の保育士のうち採用から 10 年以内の職員を対象として、法人が借り上げる市内の賃貸住宅の賃借料等の一部に対して補助を行っています。

また、市独自の処遇改善として、年度末まで勤務した常勤で無期雇用の保育士等に対し、年間最大12万円を支給しています。

(商工振興課)

奨学金を返還しながら働く若者の経済的な負担を軽減し、市内中小企業等の人材確保や定着につなげるため、市内中小企業で正規雇用され就業する若年者や、社会福祉法人等に正規雇用され一定の専門資格に基づき従事している若年者を対象とした市独自の奨学金返還支援制度を令和7年度に創設します。

担当課: 放課後子ども課 連絡先: 050-7105-8201
私立保育幼稚園課 連絡先: 072-841-1471
商工振興課 連絡先: 072-841-1325

⑩役所、保健福祉センター、福祉会館、公民館、青少年ホーム、女性センター等すべての公的な施設でWi-Fiにアクセスできるようにすること。

【回答】

令和5年度に公共施設にフリーWi-Fi(Hirakata Free Wi-Fi)を整備し、令和6年度に設置施設を拡充しました。

＜以下、令和5年度導入施設＞

本庁舎、各支所、各文化生涯学習市民センター、各図書館、枚方公園青少年センター、ラポールひらかた、総合福祉センター、サブリ村野、野外活動センター

＜以下、令和6年度導入施設＞

まるっとこどもセンター、男女共生フロア・ウィル、消費生活センター、生涯学習交流センター、市駅前図書館、市駅市民窓口センター

担当課:DX 推進課 連絡先:072-841-1296

⑪大阪・関西万博の会場夢洲は、下水汚泥など 96 万トンが埋め垂れられた人工島であり、メタン、硫化水素、一酸化炭素などの有毒ガスが毎日約 3 トンも発生している。昨年 3 月 28 日の会場建設工事現場におけるガス爆発事故は、夢洲がいかに危険で、大規模イベントの開催地としては不適格であることを証明した。事故後、万博当局は 80 数本の「ガス抜き管」の設置、マンホールに穴をあけるなどの「対策」を行ったが、夢洲の地中のいたるところから発生するガスをコントロールすることはできず、今年 4 月のテストランの際に、爆発事故現場に近いマンホールから爆発基準値を超えるメタンガスが検出され、万博当局はマンホール部分をフェンスで囲い、マンホールのふたを開けてガスを会場内に「拡散」させる対応を行った。多くの来場者が行き交う会場内に有毒ガスを「拡散」させることで、仮に爆発の危険が回避されたとしても、来場者が一酸化炭素や硫化水素などの有毒ガスに曝露させられる状況が作り出されている。また、開幕前に万博当局が「検討する」としていた「有毒ガスの濃度を毎日測定し結果を公表する」対応も実施されていない。

このような危険な状況が放置される中、府下の小中高校生などの「招待事業」が強行されている。4 月に「招待事業」に参加した学校からは、ひたすら歩いてリングに上ったことしか子どもたちの印象に残らず教育的意義が見いだせない、会場が広く、風も強く、人も多くて、一般の方に子どもたちがついていきそうになった、いったんリングに上がると数百メートル歩かないと降り口がなく困った、水稲の水補給に長蛇の列、パビリオンの人数制限によりクラス全員で見学できず別の展示を見るグループを作らざるを得なかった、渋滞で到着が遅れ、バス内でおもらしする子が出た、予定が遅れて昼食時間が 10 分しかなかった、ガス抜き管やマンホール近くを通らざるを得ず強く不安を感じたなどの声が上がっている。

5 月以降気温が上昇し、陰がほとんどない万博会場において熱中症で倒れる子どもたちが多数出ることが予想される。

また、「招待事業」として参加した学校の児童生徒が、当日体調が悪くなり、救護所を利用した際に「20 分しか利用できない」と救護所から通告され、20 分を超えると退室させられて、やむを得ず体調が回復しない子を日陰のベンチを探して休ませる事態も生じている。子どもたちの命・安全がないがしろにされ、教育的意義も見いだせない「招待事業」に学校行事としての参加を中止すること。「招待事業」に学校行事としての参加を中止しないのであれば、日陰を増やす、体調不良の来場者の救護所利用の時間制限を撤廃し、その方の体調が回復するまで救護所が利用できるように救護の体制強化を万博協会、万博推進局に要望すること。

【回答】

校外学習による大阪・関西万博への訪問につきましては、各学校での教育課程の内容に照らした上で、当該校における教員の下見による状況把握等を総合的に踏まえた学校長の判断によることから、教育委員会としましては、当該判断に資する大阪府教育庁及び万博協会から得た情報を速やかに学校に周知しています。

担当課:教育指導課 連絡先:050-7105-8052

3. 医療・公衆衛生

①国が進めるマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化(マイナ保険証)の方針に基づき、昨年12月2日より、現行の健康保険証が廃止された(1年の経過措置あり)。この間のマイナ保険証を巡っては現在も医療現場ではトラブルが続いている。また、国民健康保険を担当する自治体職員の業務も通常の多忙な業務に加え、10月の更新作業に向けたマイナ保険証を持っていない方への「資格確認書」などの発行作業や電子証明書の有効期限が切れた方への対応など次から次へと新たな対応が自治体に求められている。以上の状況を踏まえて以下のことを要望する。

イ. 全国の自治体で「現行の健康保険証の存続を求める意見書」採択が広がっている。貴自治体においても「意見書」など国に対して現行の健康保険証の存続を求める意見・要望を上げること。

【回答】

マイナ保険証の保有状況に応じて「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付することし、法令や国・府通知等にもとづき適切に取り扱いを行います。

資格確認書の交付対象については、府内市町村との協議の上、大阪府より R7.8.5 付で統一的な取扱いについて示されたところです。このことを踏まえて、府内市町村で異なる取扱いを行うことにより、府民に不安や混乱を招くことがないように、全員一律に職権による資格確認書の交付は行わないものです。

現在お持ちの被保険者証の有効期限が切れた後、マイナ保険証を保有されている方にはマイナ保険証を利用していただくよう周知広報を行っております。

また、施設に入所中の方などマイナ保険証の利用が困難な方には申請に基づき資格確認書の交付が可能であることもご案内しております。

マイナンバーカードもしくは電子証明書の有効期限が切れた後、3か月間はマイナ保険証として継続利用できる期間が設けられており、更新されなかった場合には、その3か月が満了する前に、マイナ保険証を保有されない方として職権にて資格確認書を交付し、お届けする取扱いとなっておりますので、引き続き安心して医療を受けられます。

以上のことから、現行保険証の存続を求める意見・要望を本市として行う予定はありませんが、引き続き、マイナ保険証への円滑な移行や利用のメリット等について、丁寧に制度周知を図ってまいります。

担当課:保険年金課 連絡先:072-841-1403

ロ、渋谷区や世田谷区では煩雑な「資格確認書」発行業務を簡素化するために、マイナ保険証を持っている方も含めて、全ての方に「資格確認書」を発行する。貴自治体においても自体対業務の簡素化と国民健康保険加入者の受診時のトラブル解消のためにも全ての加入者に「資格確認書」の発行を求める。

参考/渋谷区

https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kurashi/kokuho/kokuho/shikakukakuninsyo_hasso.html

参考/世田谷区

[令和6年12月2日以降、健康保険証が発行されなくなりました | 世田谷区公式ホームページ](#)

【回答】

「2. 医療・公衆衛生 ①ーイ、」の回答と同様、国・府の方針に沿った「資格確認書」の取り扱いとなるため、府内市町村との協議を踏まえ、保険証切り替え時に被保険者全員に職権による「資格確認書」の交付は予定しておりません。

担当課:保険年金課 連絡先:072-841-1403

②新型コロナウイルス感染症が 5 類の扱いとなったが未だに感染者は後を絶たない。また、麻しんや結核など新型コロナ以外の感染症も増加に傾向にあり、医療現場では緊張が高まっており、トータルの感染症対策の構築が求められている。新型コロナウイルス感染症パンデミック時のように再び保健所の業務逼迫で感染者への対応が遅れるという事態を生まないためにも、新興感染症対策も含めたまた、精神保健、母子保健など保健所・保健師の多岐にわたる役割・事業が滞ることの無いよう、二次医療圏内での保健医療協議会の議論などで、保健所職員など公衆衛生分野の正規職員を増やすことを強く求めること。

【回答】

新興感染症等の健康危機事象発生時に備えて、平時からの医療機関や福祉施設の感染症対応力向上が必要と考え、令和6年度に枚方市感染症ネットワークを構築しました。ネットワークでは保健所が事務局となり、市内の医療機関等と連携を図りながら、研修会の開催や医療機関や福祉施設へのサポート体制を整える取り組みを行っています。

また、令和5年度に策定した「感染症予防計画」及び「保健所健康危機対処計画」に基づき、健康危機発生時においても、保健所の役割や機能が発揮できるよう、業務の優先度を定めるとともに、人材の確保と育成に取り組めます。

担当課:保健予防課 連絡先:072-807-7625

③政府は入院医療を抑制し、在宅(介護施設)へのシフトを強固に進めている。一方で昨年の介護保険報酬の改定は訪問介護事業継続を窮地に追い込む内容で、事業所閉鎖も相次いでいる。介護事業の崩壊は在宅医療にも大きく影響する。詳しい要望は「6.介護保険・高齢者施策」に掲載する。

【回答】

「6.介護保険・高齢者施策」において回答。

④PFAS の実態を把握するために各市町村が住民の血液検査、土壌検査を実施すること。さらに市町村が実施する PFAS 対策に大阪府が財政支援を行うよう要請すること。住民が自主的に実施する血液検査への公的助成を行うこと。「PFAS 相談窓口」を設置し周知徹底すること。

【回答】

(環境指導課)

市内主要河川で PFOS 及び PFOA の水質検査を実施しており、環境中の状況について把握に努めています。

(浄水課)

水道水(浄水)の水質検査を実施し、PFOS 及び PFOA の測定結果を公表しています。

(保健衛生課)

家庭用井戸は浅く細菌や有害物質に汚染されやすいため飲用を控えるよう周知啓発を行っています。

相談については内容に応じて、関係部署において対応しています。

担当課:環境指導課 連絡先:050-7102-6012

浄水課 連絡先:072-848-5515

保健衛生課 連絡先:072-807-7624

4. 国民健康保険

①2025 年度大阪府統一国保料は 2024 年度より若干下がったものの 2023 年度統一保険料レベルでしかなく、一人当統一保険料でみると 2018 年度 132,687 円から 2025 年度 162,164 円へと 22.2%ものアップとなっている。そのため各自治体の国保料の収納率も年々下がっており、納付金分を集めきれない状況となり、2023 年度各市町村単年度赤字は 37 自治体にも及んでいる。各市町村は統一の問題点を強く大阪府に強く意見すること。また、基金を積み上げている自治体は保険料引き下げのために活用すること。大阪府が市町村独自の基金に口を出すことは地方財政法違反であることを認識すること。

【回答】

大阪府及び府内市町村の協議のもと、策定した大阪府国民健康保険運営方針に基づき、被保険者間の負担の公平化・国保財政の安定化を図るため、令和6年度に府内保険料を完全統一化しました。

今後、更なる国保財政の安定化や保険料率の抑制のため、広域化調整会議において府内市町村および共同保険者である大阪府と連携し、取り組んでまいります。

本市の基金活用につきましては、大阪府国民健康保険運営方針等を踏まえ、適切に運用してまいります。

担当課:保険年金課 連絡先:072-841-1403

②18 歳までの子どもの均等割を無料にし傷病手当を大阪府全体で実施するとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

【回答】

令和4年度より未就学児均等割保険料の半額軽減が設けられておりますが、対象年齢の拡大や軽減額の拡充について、これまでも国に対し要望を行っております。また、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金については、国の財源措置を前提に実施して来ましたが、5類感染症に位置づけられたことから制度適用は終了しました。

減免制度の内容等については、全被保険者に送付する保険料決定通知書の同封チラシに詳しく掲載しているほか、広報誌やホームページに掲載することで周知を図っており、申請書等の様式についてもホームページに掲載しておりますので、ダウンロードして郵送申請が可能です。また、令和7年度からぴたりサービスを活用したオンライン申請も拡充し、更なる利便性を図っています。

担当課:保険年金課 連絡先:072-841-1403

③2025 年 10 月の保険証切り替え時には後期高齢者医療制度と同様に被保険者全員に「資格確認証」を送付すること。

【回答】

「2. 医療・公衆衛生 ①ーイ、」の回答と同様、国・府の方針に沿った「資格確認書」の取り扱いとなるため、府内市町村との協議を踏まえ、保険証切り替え時に被保険者全員に職権による「資格確認書」の交付は予定しておりません。

担当課:保険年金課 連絡先:072-841-1403

④被用者保険への適用拡大による被保険者減、子ども子育て新制度分の納付金など、国保の給付とは関係ないにも関わらず保険料値上げを招いており、国の政策のもとでの国保料の値上げは理不尽である。国庫負担増を強く国に要請すること。

【回答】

被用者保険への適用拡大に伴う国保財政への影響を踏まえ、保険料の負担軽減を図るための更なる公費投入の拡充や、令和8年度から実施となる子ども・子育て支援制度については、今後の国保制度の維持に支障がないよう十分に配慮するとともに、子ども・子育て支援金による負担増加分に対して十分な財政支援を措置するよう、国に対して要望を行っております。

担当課:保険年金課 連絡先:072-841-1403

⑤国民健康保険料の決定通知・納付書・国保のしおり等の外国語対応をすること。

【回答】

窓口で 10 か国語対応のパンフレットを用意しており、パンフレットに記載の QR コードを読み取ると、音声で読み上げが可能となっています。また、約 80 の言語に対応した翻訳機を常時設置しています。

担当課:保険年金課 連絡先:072-841-1403

5. 特定健診・がん検診・歯科健診等

①特定健診・がん検診については、全国平均(2022 年度 37.5%)と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診やがん検診など市民健診の案内については多言語での対応をすること。

【回答】

従来より医療機関との連携強化等により受診率向上を図ってまいりましたが、令和6年度につきましては、新たに枚方市 PR 大使とのコラボによる動画配信や勸奨資材作製等により受診勧奨の取組を進めてきました。今後も、より効果的な受診勧奨の方策について検討してまいります。

また、特定健診やがん検診など市民健診の案内については、ホームページ(8言語対応)に詳細を掲載するとともに、広報ひらかたにも最新情報を掲載することで、カタログポケットの活用により 10 言語での対応が可能となっています。

担当課:健康づくり課 連絡先:072-841-1458

②大阪府の第3次歯科口腔保健計画は、「学校保健以降、市町村で行われている歯科健診の受診対象年齢が限定されていることから、定期的な歯科健診を受ける機会が少ない」と指摘している。歯科健診の受診対象年齢を限定せず、住民がかかりやすい医療機関で受診できるようにすること。在宅患者・障害者など歯科健診の機会が少ない住民の歯科健診を保障すること。特定健診の項目に「歯科健診」を追加すること。

【回答】

学校保健安全法以降の歯科健診の機会を確保するために、令和6年度より歯周病検診の対象年齢に20・25・30 歳を拡充して、切れ目のない歯科健診の機会の確保に努めるとともに、市内の歯科医療機関の約 9 割が加入している枚方市歯科医師会に検診を委託して、地域の身近な歯科医療機関で検診を受診できる体制を整備しています。

また、歯科健診に出向くことが困難な在宅患者に対して、訪問歯科健康診査事業の実施や、要介護 3 以上で歯科受診歴のない人には、保健事業と介護予防の一体的実施事業として、訪問によるハイリスクアプローチを実施しています。

障害者(児)に対しては、通いながれた環境の障害者(児)施設において、歯科健診の実施及び虫歯予防のためにフッ素塗布を実施することや、乳幼児健診に来所出来ない障害児や医療的ケア児に対しては、訪問にて個別歯科健診を実施するなど、歯科健診の機会を確保に努めています。

特定健康診査につきましては、40 歳から 74 歳の人を対象に、内臓脂肪型肥満に着目し、生活習慣病を予防することを目的とした健康診査となります。

本健診は、高齢者の医療の確保に関する法律等の関係法令に基づき実施しており、こうした位置づけや趣旨を踏まえ、新たに「歯科健診」を項目として追加することは難しいものと考えておりますが、今後も、国民皆歯科健診の動向に注視しながら、市民の定期的な歯科健診の機会確保に努めていきます。

担当課:健康づくり課 連絡先:072-841-1458

6. 介護保険・高齢者施策

①第9期の介護保険料は、高齢者の負担の限界を超えた過大な額となっているので介護保険料を一般会計繰入によって引き下げる。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。

【回答】

介護保険制度における市町村の一般会計の負担割合は、介護保険法第124条第1項において12.5%と規定されています。法定負担率を超えて一般会計繰入により介護保険料を引き下げることは、厚生労働省の保険料減免の3原則に反することになり、本市としても望ましくないと判断しています。

第9期計画においては、介護給付費準備基金約25億円を3年間にわたって取り崩すこととし、保険料基準月額軽減額は641円となっています。

また、低所得者に対する保険料軽減措置について、国庫負担割合の引き上げがなされるよう、大阪府市長会を通じて国に要望しています。

担当課:介護認定給付課 連絡先:072-841-1460

②非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減すること。保険料減免制度を拡充し、当面、年収150万円以下(単身の場合)は介護保険料を免除とすること。

【回答】

保険料のできる限りの軽減と今後の介護保険財政の安定した運営を考慮し、第9期計画より、保険料段階の設定を17段階に細分化し、より高所得者の負担を引き上げ、所得の低い方への必要な配慮を行っています。

また、公費投入による第1～3段階(市民税非課税世帯全体)の保険料軽減については、令和元年度は財源(消費税)が1/2であったことから一部軽減となっていました。令和2年度からは完全実施となり、更なる軽減強化を図っています。

担当課:介護認定給付課 連絡先:072-841-1460

③介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置(補足給付)の拡充を国に求めるとともに、自治体独自の軽減措置を行うこと。

【回答】

介護保険制度を持続可能なものとし、世代内・世代間の負担の公平性および応能負担の観点から、基本は1割、一定以上の所得がある人については、2割もしくは3割の利用者負担となっています。なお、利用者の定率負担(1割・2割・3割)が著しく高額とならないよう、一定の上限額を超えた場合は、申請により超えた分が払い戻される高額介護サービス費等の制度もあることから、独自の助成制度を創設することは困難と考えています。

担当課:介護認定給付課 連絡先:072-841-1460

④総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)相当サービス」を利用できるようにし、従来相当サービスの利用を抑制しないこと。また、新規・更新者とも要介護(要支援)認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

【回答】

個々の要支援認定者の状態に応じて、適切なケアマネジメントにより、サービスをご利用いただいています。
適切なアセスメントを実施し、サービスの利用にあたっては、要介護(要支援)認定申請をすることとしています。

担当課:健康づくり課 連絡先:072-841-1458

ロ、総合事業(介護予防・日常生活支援サービス事業)の対象を要介護1～5認定者の拡大しないこと。

【回答】

総合事業の対象については、国の基準にあわせた対応を行います。

担当課:健康づくり課 連絡先:072-841-1458

ハ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員(介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来の額を保障すること。

【回答】

従来相当サービスの「予防訪問事業・予防通所事業」については事業内容・報酬等すべて予防給付と同一の基準としており、市独自の切り下げは行っておりません。

担当課:健康づくり課 連絡先:072-841-1458

ニ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

【回答】

住み慣れた地域で高齢者の在宅生活を支え、高齢者が継続して在宅生活を送ることができる環境の整備を図ることを目的に「自立支援型地域ケア会議」を行っています。
本市において、「自立支援型地域ケア会議」は、個々の利用者の心身の状況に応じた生活の質の向上を目的とし、各種の専門職の助言を得てケアマネジメントの精度を上げるために実施しているものであり、ケアマネジメントに対する統制を目的とするものではありません。

担当課:健康づくり課 連絡先:072-841-1458

⑤保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

【回答】

利用者個々の状態に応じた必要なサービス提供が行われるよう、適切に取り組んでいます。

担当課:介護認定給付課 連絡先:072-841-1460

⑥介護現場の人手不足を解消するため、国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

自治体独自で、介護事業所に次のような人材確保・処遇改善支援策を実施すること。

1. 独自の処遇改善手当（月〇万円を週〇時間以上勤務する従事者に職種を問わず支給）支給すること
2. 住宅確保支援手当を支給すること
3. 介護従事者のスキルアップや資格取得等の研修受講費を支援すること。介護支援専門員の更新研修等の費用を助成すること
4. 訪問介護事業所などへの自転車等移動手段支援の助成金を支給すること
5. 介護事業所の職員募集費用等の助成をおこなうこと

【回答】

（健康福祉政策課）

介護人材確保に向けて抜本的な処遇改善を図るため、交付金等による財政支援措置を講じられるよう、大阪府市長会を通じて国に要望しています。

（介護認定給付課）

介護人材確保や離職防止の観点から、研修受講費は国の責務において財政面・制度面から抜本的な措置を講じるよう国に要望するとともに、本市での介護支援専門員の確保状況や人材確保におけるニーズ等の情報を把握し、助成実施による効果検証や財源確保などの課題について、精査していきたいと考えています。

担当課：健康福祉政策課 連絡先：072-841-1461

介護認定給付課 連絡先：072-841-1460

⑦入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

【回答】

令和6年3月に策定した第9期介護保険事業計画にて、期間中の居宅・介護予防サービス、施設サービス及び地域密着型サービスの必要量を見込んでいます。本計画期間中においては、地域密着型特別養護老人ホーム1か所(29床分)の他、広域型特別養護老人ホーム10床、介護医療院1か所(50床)等の整備を見込んでいます。

令和6年度は、広域型特別養護老人ホームの整備を行う1事業者及び介護医療院の整備を行う1事業者をそれぞれ選定し、整備を進めています。今後も引き続き、第9期計画で見込んだ整備目標の達成に向けた取り組みを進めます。

担当課：健康福祉政策課 連絡先：072-841-1461

⑧次期介護保険見直しの検討課題とされている「2割負担等の対象拡大」「ケアマネジメント有料化」「要介護1,2の生活援助等の保険給付外し・総合事業移行」など負担増とサービス切捨てを中止するよう国に働きかけること。

【回答】

今後の制度改革にあたっては、慎重に判断し、新たな負担や介護サービスの低下が生じることのないよう、大阪府市長会を通じて国に要望しています。

担当課：介護認定給付課 連絡先：072-841-1460

⑨高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策(クーラーを動かすなど)ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位(地域包括ケアの単位)で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター(開放公共施設)へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。とくに、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。

【回答】

(健康福祉政策課)

日頃より、地域の高齢者等に対しては、校区福祉委員会や民生委員・児童委員による見守り活動が行われています。また、熱中症予防に関しても、見守り訪問の一環として声掛けなどによる注意喚起のご協力もいただいております。

(臨時給付金課)

電気料金等物価高騰による影響は高齢者を含むあらゆる世代で受けていることを踏まえ、国の方針に基づき、令和4年度及び令和5年度に、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に対して物価高騰対策給付金を支給するとともに、令和6年度も、新たに住民税非課税となった世帯及び均等割のみ課税となった世帯に対して給付金を支給しております。

令和7年度においても、令和6年度に引き続き、国の方針に基づき住民税非課税世帯に対し1世帯あたり3万円の給付金を支給するとともに、本市独自の支援として、住民税均等割のみ課税世帯に対し1世帯あたり1.5万円の給付金を支給しております。

また、令和6年度に実施した定額減税補足給付金(当初調整給付)が令和5年分の所得等を基に推計額で算定し支給しているため、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後、給付額に不足が生じているなどの対象者に対し、定額減税補足給付金(不足額給付)を8月から支給します。

担当課:健康福祉政策課 連絡先:072-841-1461

臨時給付金課 連絡先:072-841-1221

⑩介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらし個人情報の漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。

【回答】

マイナンバーカードの活用を含めた介護保険被保険者証の電子化については、国において課題等の調査・研究を行い、より具体的な議論が進められていることから、今後、国の動向に注視してまいります。

担当課:介護認定給付課 連絡先:072-841-1460

⑪軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を改善し、所得制限なしで助成額15万円以上とすること。未実施自治体では早急に制度化し実施すること。大阪市のように介護予防事業への参加を条件としこと。(現時点では東京都港区が60歳以上、上限144,900円助成・課税の方は半額)

【回答】

令和6年10月下旬から、医師により中等度程度の難聴が認められる65歳以上の非課税もしくは生活保護受給者の方を対象に25,000円を上限とした補聴器購入費用に係る補助制度を開始しました。

担当課:健康福祉総合相談課 連絡先:072-841-1401

⑫新型コロナワクチン接種費用への公費助成を実施するとともに、介護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配布を行うこと。

【回答】

(保健予防課)

新型コロナワクチン接種の定期接種化に伴い、本市においては一部自己負担で接種できる体制を構築しているところです。また、生活保護受給者・市民税非課税世帯・中国残留邦人等支援給付者については接種費用の免除制度があります。

(介護認定給付課・福祉指導監査課)

介護施設・事業所への抗原検査キット配布について配布予定はありませんが、大阪府の動向などを注視してまいります。

担当課:保健予防課 連絡先:072-807-7625

介護認定給付課 連絡先:072-841-1460

福祉指導監査課 連絡先:072-841-1467

⑬後期高齢者医療の医療費窓口負担の「2割化」の影響などによる「受診控え」が起きているので、高齢者を広く対象にした助成制度の創設を強く求める。

【回答】

後期高齢者医療制度の運営は、大阪府内のすべての市町村が加入する「大阪府後期高齢者医療広域連合」が行っております。

一部負担割合について「2割負担」の導入は、後期高齢者医療に対する現役世代の保険料負担の増加抑制のためであり、これまでの経緯や趣旨を踏まえ、現時点で本市独自の高齢者への医療費助成制度の創設は困難であると考えます。

今後も、必要な医療を受ける機会が損なわれないよう、わかりやすく丁寧な制度の周知に努めてまいります。

担当課:保険年金課 連絡先:072-841-1403

⑭带状疱疹は80才までに3人に1人がかかる病気で、治った後に神経痛が残る場合がある。50歳以上の人に带状疱疹ワクチン接種が勧められており、90%以上の発症予防率が報告されている。今年4月から65歳以上定期接種化となったが、費用負担が発生し(生ワクチン4000円、不活性ワクチン1回11000円)、高齢者にとって大変な負担となるため、独自助成を行うこと。

【回答】

带状疱疹ワクチン接種は、個人の発病またはその重症化を予防することを主な目的として、B類疾病の定期接種として位置付けられたものです。疾病のまん延を予防することを目的とするA類疾病の定期接種につきましては、全額公費で実施しておりますが、B類疾病の定期接種については、一部自己負担をしていただいております。

带状疱疹ワクチン接種の自己負担額は、国が示す標準的な接種費用の半額を目安に設定させていただいた金額となっております。なお、生活保護受給者・市民税非課税世帯・中国残留邦人等支援給付者については、接種費用の免除制度を設けています。

担当課:保健予防課 連絡先:072-807-7625

7. 障がい福祉「65 歳問題」と重度障害者医療

①介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出「適用関係通知」・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」（令和5年6月30日）等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。

【回答】

国が示す基準に基づき、個々の障害者の障害特性を考慮し、必要な支援が受けられるかどうかという観点から、適切な支援を実施します。

担当課:障害支援課 連絡先:072-841-1457

②障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないということを原則として運用すること。

【回答】

障害者総合支援法第7条の規定に基づく介護保険制度と障害福祉サービスとの適用関係については、円滑な制度移行が可能となるよう対象者への説明を行うとともに、必要なサービスの提供が途切れることのないよう適切な支援を実施しています。

担当課:障害支援課 連絡先:072-841-1457

③日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

【回答】

介護保険制度への移行時においては、対象者に対して65歳到達の3か月前から制度説明による申請の勧奨を実施しています。

引き続き国からの通知等を踏まえた円滑な支援を実施します。

担当課:障害支援課 連絡先:072-841-1457

④介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

【回答】

介護保険にない障害福祉サービスの継続利用をはじめ、個々の状況に応じた制度説明や情報提供を行いながら、必要な支援を実施しています。

担当課:障害支援課 連絡先:072-841-1457

⑤介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること。

【回答】

65 歳問題への対応について、国には移行に関する問題点を踏まえ統一した基準やサービスの適用を示すよう機会をとらえ、引き続き要望を行ってまいります。

担当課:障害支援課 連絡先:072-841-1457

⑥介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること。

【回答】

市の財政負担の軽減面からも、上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫基準の創設については、機会をとらえ国に制度の改正等要望を行ってまいります。

担当課:障害支援課 連絡先:072-841-1457

⑦障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援 1、2 となった場合、総合事業における実施にあっては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

【回答】

本市において、要支援認定となった場合にケアマネジメントを行う地域包括支援センター職員は、社会福祉士や保健師等といった有資格者となります。

担当課:健康づくり課 連絡先:072-841-1458

⑧障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすること。

【回答】

障害者総合支援法に基づき実施している障害福祉サービスの利用料を原則無料とするのは困難と考えますが、成人であれば障害者本人と配偶者の市民税が非課税の方、また、児童であれば保護者の属する世帯の市民税が非課税の方は、利用料が無料となっています。

担当課:障害支援課 連絡先:072-841-1457

⑨2018 年 4 月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

【回答】

大阪府の医療費助成補助制度は、高齢化の進展や医療の高度化に伴う医療費の増嵩に伴い、今後も持続可能な制度として見直しを行ったもので、本市としても、府の補助制度に合わせて実施しています。

担当課:医療助成・児童手当課 連絡先:072-841-1359

⑩療育手帳の新規発行・更新発行について、手続きをすれば速やかに発行すること。

【回答】

療育手帳については、大阪府が発行されるため、窓口で申請受理後、速やかに大阪府へ進達を行っています。

担当課:障害支援課 連絡先:072-841-1457

⑪障害支援区分の決定及び受給者証の交付は、サービスの提供に切れ目が生じないように迅速・適切に手続きをおこなうこと

【回答】

障害支援区分については、申請があれば、認定調査後速やかに審査会に諮り、障害支援区分を決定しています。

また、受給者証につきましても、サービスの提供に支障がないよう適切に発行を行っています。

担当課:障害支援課 連絡先:072-841-1457

8. 生活保護

①コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が減少している自治体が多々ある。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

【回答】

扶養照会については、国が示す通知等において、扶養義務履行が期待できない者への該当に係る判断基準が示され、具体的には、当該扶養義務者がおおむね70才以上の高齢者や、10年以上音信不通である場合、相続をめぐる対立している、縁を切られている等の場合は、著しい関係不良とみなし、扶養照会を行わないこととしております

また、窓口での相談時の対応については、相談者からの申請意思が示された場合は、申請書を交付し受理しております。

担当課:生活福祉課 連絡先:072-841-1452

②大阪府および18市町村で実施された「令和5年度子どもの生活実態調査」においても困窮度Ⅰ世帯での生活保護受給率の低さが指摘されている。各自治体においては、寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し申請・利用のハードルを下げ、必要な人が使える制度にする工夫をすること。

札幌市生活保護ポスター<https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf>

寝屋川市生活保護チラシ [hogoshinseisodan.pdf \(city.neyagawa.osaka.jp\)](https://www.city.neyagawa.osaka.jp/hogoshinseisodan.pdf)

枚方市生活保護ホームページ <https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000007864.html>

【回答】

生活保護の啓発については、「生活保護は国民の権利です」としたチラシを作成し、関係機関に配布すると共に、枚方市のホームページにも掲載を行っているところです。

担当課:生活福祉課 連絡先:072-841-1452

③ケースワーカーは「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視し、生活保護手帳・問答集の内容を踏まえた生活保護行政を実施すること。DVや精神疾患、精神障害、発達障害等についても研修を行いケースワーカーや受付面接員の言動によって二次被害を引き起こさないこと。

【回答】

ケースワーカーについては、今後も引き続き必要な人員確保に努めてまいります。また、研修につきましては、生活保護関係法令等の実務に関する研修のみならず人材育成研修も実施しているところです。市職員として法令遵守や人権を尊重した対応、保護費の決定等生活保護制度のわかりやすい説明に努めてまいります。

担当課:生活福祉課 連絡先:072-841-1452

④保護費の決定通知書には何がどれだけ支払われているのかなど内訳が誰が読んでもわかるものとする。

【回答】

保護費の決定通知書については、保護費に何らかの変動が生じた場合等に被保護者へ送付しています。この決定通知には保護変更となった理由のほか、決定により生じた保護費の内訳、保護の種類及び程度について記載しています。

また、生活保護の受給が開始決定された方等に配布している「生活保護のしおり」において通知書の見かたについて項目ごとに説明を記載しています。

担当課:生活福祉課 連絡先:072-841-1452

⑤シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害・ハラスメントがおこる危険性があることを認識すること。

【回答】

シングルマザーや独身女性への家庭訪問については、必要に応じて地区の担当ケースワーカーに女性ケースワーカーが同行するなど十分な配慮を行い対応に努めているところです。

担当課:生活福祉課 連絡先:072-841-1452

⑥自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)

【回答】

「生活保護のしおり」については、生活保護法の一部改正等を反映したものにするなど、毎年度必要に応じ、より良いものへと改訂しています。

生活保護の申請書につきましては、生活保護制度についての権利と義務等を十分に説明し、相談者に理解していただいた上で、申請をしていただくことが適切な方法であると考えています。

また、申請については、相談者の申請意思を十分確認し、申請権を阻害することがないように心がけております。

担当課:生活福祉課 連絡先:072-841-1452

⑦警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

【回答】

生活保護費の不正受給に対して、厳正かつ迅速に対応するため、専任職員と元警察官を配置しています。

生活保護情報ホットラインは、生活困窮者の早期発見と不正受給の防止を図るため設置しているものです。

担当課:生活福祉課 連絡先:072-841-1452

⑧物価高により低い生活保護基準では暮せない人が続出している。国に対して物価上昇に見合った最低生活費とするよう要望すること。

【回答】

最低生活費については、定期的に厚生労働省において基準改定を行っており、5年に一度基準額の見直しを行っているところです。次回の改定は令和10年度に行われる予定となりますが、昨今の物価上昇の影響も踏まえ、令和9年度に前倒しで行う予定と示されております。

また、物価上昇等に対しては、令和5年10月より一人あたり月額1,000円の特例加算が算定されており、さらに令和7年10月からは、一人あたり月額1,500円の特例加算となる予定です。

担当課:生活福祉課 連絡先:072-841-1452

⑨住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

【回答】

住宅扶助については、平成27年7月に改定したことにより、転居が困難と認められる世帯については、経過措置の適用を検討した上、旧家賃の限度額を適用しております

また、住宅扶助の特別基準については、実施要領等に基づき個別の状況を検討した上で、必要と認められる場合には特別基準の設定を行っております。

担当課:生活福祉課 連絡先:072-841-1452

⑩医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。

【回答】

医療費の一部負担の導入については、公平な負担のあり方等を踏まえた制度となるべきであると考えております。

ジェネリック医薬品の使用については、増大し続ける医療費の適正化を図るため、医師等が医学的見地から問題ないと判断した場合に使用を求めているものであり、また、調剤薬局の限定については、重複服薬、多剤服薬、服薬禁忌等への対策の一環として、被保護者の健康維持、治療効果向上のため、行っておりますので、ご理解をお願いしたいと考えております。

担当課:生活福祉課 連絡先:072-841-1452

⑪生活保護利用者の検診については、受診券を送付するか、生活保護受給者証明書を持って行けば簡単に検診が受けられるよう手続きを簡素化すること。

【回答】

生活保護利用者の検診については、住民健康診査の対象者に対し毎年受診券を送付しています。

また、がん検診については、検診前に事前に担当課へ申請したうえで無料受診券の交付を受けるか、生活保護受給者証明書を医療機関に提出することにより無料で検診を受診できることについても周知しています。

担当課:生活福祉課 連絡先:072-841-1452

⑫国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

【回答】

大学生や専門学校生の方については、原則生活保護の受給が認められないため、同一世帯に属する場合は「世帯分離」を行っております。これは、生活保護を受給していない一般世帯との均衡の観点から高校卒業後は稼働能力を活用することが求められているものです。

担当課:生活福祉課 連絡先:072-841-1452

9. 防災関係

①災害時の避難所である小学校・中学校の体育館、公的施設の冷暖房、および全てのトイレの洋式化をすみやかに実施すること。

【回答】

【小・中学校】

(施設整備課)

全ての小学校(44校)・中学校(19校)の体育館の空調設備(冷暖房)は、整備済みです。

また、小学校・中学校校舎のトイレの洋式化についても、全て整備済みです(禁野小学校は除く)。

【公的施設】

※総合文化芸術センター、牧野生涯学習市民センター、牧野北分館(文化生涯学習課)

災害時の避難場所に指定されている総合文化芸術センター別館及び牧野生涯学習市民センター、牧野北分館冷暖房については両施設とも完備しています。洋式トイレに関しては、牧野生涯学習市民センター・牧野北分館は全てのトイレが整備済みです。総合文化芸術センター別館は、78%が整備済みです。更なる洋式トイレ化は、施設の改修時に検討いたします。

※サブリ村野について(総務管理課・市民活動課・スポーツ振興課)

現在、洋式トイレに関しては60%が整備済みです。洋式化に向けた取り組みに関しては改修時に検討いたします。また、体育館については、令和8年度に冷暖房設備設置に向けて取り組みを行っています。

※市立総合体育館について(スポーツ振興課)

冷暖房については、全館、冷暖房を整備しています。洋式トイレに関しては、約75%が整備済みです。更なる洋式トイレ化は、施設の改修時に検討いたします。

※枚方公園青少年センターについて(子ども青少年政策課)

冷暖房については、開館当初より全館、冷暖房(空調設備)を整備しています。また、全てのトイレについて、洋式化に整備済みです。

担当課:施設整備課 連絡先:072-841-1488

文化生涯学習課 連絡先:072-841-1409

総務管理課 連絡先:072-841-1323

市民活動課 連絡先:072-841-1273

スポーツ振興課 連絡先:072-841-1412

子ども青少年政策課 連絡先:072-841-1375

②能登半島地震の状況を踏まえ、スフィア基準(被災者の権利と被災者支援の最低基準を定めた国際基準)に照らし避難計画を見直すこと。

【回答】

避難所運営において、本市では大阪府等のマニュアルに基づき、円滑な避難所運営を行うため避難所運営の基本的な事項について方向性をまとめた枚方市避難所運営マニュアルを作成しております。このマニュアルには、要配慮者を含め避難者が少しでも快適に避難生活を送ることができるよう配慮すべき事項をまとめています。

また、状況に応じて適時見直し、改訂を行っています。今後も必要な見直しと改訂を継続していきます。

担当課:危機管理対策推進課 連絡先:072-841-1270

③高層住宅が増えてきている。高齢者、障がい者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。

【回答】

高層住宅に特有の災害リスクや在宅避難時に注意すべき点について、日頃の備えやハザードマップなどを掲載した防災ガイドで周知啓発するとともに、出前講座などにおいても啓発活動を実施しています。

また、地域が自治会館やマンションの一室を自主的な避難スペースにする場合、簡易ベッドやパーティション等の物資を提供するなどの支援を実施しています。

担当課:危機管理対策推進課 連絡先:072-841-1270

④このところ各地で頻発している上下水道の老朽化による事故も踏まえ、上水道・下水道における法定外耐用年数を超えているものの割合と、今後の対応についての計画を明らかにされたい。

【回答】

＜水道＞

法定耐用年数を超過する水道管の割合は、令和6年度末時点で 30.3%になります。

枚方市水道施設整備基本計画に基づき計画的に更新しており、事故等が発生した場合に社会的影響の大きい送水管などの基幹管路から更新・耐震化の取り組みを実施しております。

＜下水道＞

耐用年数を経過した下水道管の割合は、令和6年度末時点で 7.9%になります。

下水道管の維持管理については、下水道ストックマネジメント計画に基づき、点検・調査を実施し、不具合が確認された場合、診断を行い、改築が必要な施設に対して、対策工事を実施しております。

担当課:上下水道政策課 連絡先:072-848-5528